

赤坂台校区連合自治会役員選出規則

(目的)

第 1 条 この規則は、赤坂台校区連合自治会（以下「連合自治会」という。）会則第 5 章により、選出承認される役員について、その選出、承認の手続きを定めるものとする。

(定義)

第 2 条 役員の種類は、総会選出役員と、総会承認役員とに分ち、総会選出役員は、会長、副会長、書記長、書記、会計（以下「三役」という。）とし、総会承認役員は各自治会、管理組合（以下「自治会」という。）より 2 名ずつ推薦される幹事とする。

(三役の選出方法)

第 3 条 三役の選出は、次のいずれかの方法により役員候補者として総会に提案され、その議決により選出される。

- (1) 立候補
- (2) 自治会等の推薦、または複数の自治会等の推薦
- (3) 連合自治会役員会の推薦

(立候補の届出)

第 4 条 三役に立候補しようとするものは、別に定める様式により、就任しようとする役職を明記し、指定された期日までに、その所属する自治会等の長を経由して、連合自治会に届出なければならない。

(推薦の届出)

第 5 条 自治会等または、連合自治会役員会の推薦する三役候補者の届出についても、前条の手続きを準用する。この場合、立候補者の数が、自治会等につき 2 名を超えることはできない。

(政策・意見の発表)

第 6 条 届出を受理された候補者は、指定された日の連合自治会役員会に出席して、連合自治会運営についての意見を述べるものとする。

但し、推薦による候補者は、これを省略することができる。

(役員会の任務)

第 7 条 役員会は、候補者の政策、意見を聞いて、総会に候補者として推薦することの可否を決定する。その決定方法は、役員会の採用する方法による。

2 役員会は、立候補者、又は推薦のあった役職、及びそれらがなかった役職についても、

[参考資料2]

各自治会等の協力を得て、単数、又は複数の候補者を選定し、総会に提案しなければならない。この場合、人事の偏在、滞留には、特に配慮するものとする。

(総会による選出)

第 8 条 総会における三役の選出は、候補者の意見陳述の後、連合自治会会則第 8 条の代議員により、無記名投票にて各役職ごとに単記制で実施する。

但し、候補者が、それぞれの役職について単数である場合は、上記の方法によらないで選出することができる。

2 議決の結果、役員に欠員が生じた場合、役員会は、速やかに新たな候補者を選定し、総会に提案しなければならない。

3 第 2 項の場合、又は任期中に欠員を生じた場合は、本条の手続きに準じ、総会で選出するほか、連合自治会会則第 8 条の代議員に対し、文章で賛否を問い議決することができる。

(任期)

第 9 条 総会により選出された役員の任期は、それぞれの役職について、就任より 2 年を 1 期とし、2 期を限度とする。欠員により補充された者は、前任者の残任期間とする。

2 任期満了の三役の全部、又は一部を再任しようとするときは、第 8 条の手続きを準用する。

(幹事の就任)

第 10 条 連合自治会会則第 12 条(6)の各自治会等から推薦された総会承認役員である幹事は、総会の承認によりその役職に就任する。

2 幹事の任期は、原則として 1 年とするが、2 名のうち 1 名は、できるだけ前年度の幹事を再任し、推薦することが望ましい。

(欠員補充)

第 11 条 幹事に欠員が生じたときは、その所属する自治会等は、速やかに後任者を推薦し、第 8 条 3 の手続きを経て、幹事に補充されるものとする。その任期は、前任者の残任期間とする。

(改廃)

第 12 条 本規則の改廃は、連合自治会総会の議決を要する。

(附則)

本規則は、昭和 61 年(1986 年) 12 月 14 日から施行する。

平成 10 年(1998 年) 1 月 11 日 一部改正(平成 10 年 4 月 1 日から施行)